

久御山町小規模企業者ホームページリニューアル補助金の改定概要 (「ものづくりの苗処」事業)

1 目的

久御山町の産業の一角を支える町内の小規模企業者に対し、自社ホームページの新規制作、開設及びホームページの変更を支援することにより、自社PR力を強化し、ひいては人材確保に寄与することを目的とする。

2 事業内容

新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用又は既に開設しているホームページのコンテンツ変更費用に係る経費に対し、国の小規模事業者持続化補助金または中小企業持続経営支援補助金に上乗せして補助するもの。

3 補助額

補助対象経費のうち、国の小規模事業者持続化補助金（一般型 通常枠）または中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠・通常型）を控除した額（自己負担分）の2分の1以内とし、その上限額は同一企業に対し、10万円までとし、予算の範囲内において補助する。

※ 1,000円未満の端数は切り捨て。

4 対象者

久御山町内に引き続き1年以上住所を有し、継続して1年以上事業を営み町税を完納し、かつ、国の小規模事業者持続化補助金（一般型 通常枠）または中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠・通常型）の交付決定を受け、事業を実施する者。

5 予算措置

令和7年度当初予算 500千円（100千円 × 5件）

6 その他

- ・本補助金は、「ものづくりの苗処」をコンセプトに、企業の成長促進、知名度向上、人材確保を促進し、ものづくり産業の活性化を図る「ものづくりの苗処」事業の一環として実施する。
- ・補助金交付要綱は別添のとおり。